

銚子市地域活動支援センター事業(Ⅰ型・Ⅱ型)委託事業者公募型プロポーザル
質問に対する回答

No.	質問内容	回答
1	<p>管理の基準の開所時間について</p> <ul style="list-style-type: none"> 開所時間の午前9時～午後4時30分は職員の勤務時間の認識でよろしいでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 職員の勤務時間は、常勤約8時間程度(標準で8時30分から午後5時まで)を想定しています。そのうえで、午前9時から午後4時30分はセンターの開所時間となります。
2	<ul style="list-style-type: none"> 一日当たりの実利用者数に、電話相談や登録者以外からの相談は実数に含まれますでしょうか 	<ul style="list-style-type: none"> 相談での利用は、Ⅰ型はセンターに来所し利用した場合は、登録者以外も実数に含まれます。電話相談は原則含まれません。 Ⅱ型については、いずれも実利用者数には含まれません。
3	<ul style="list-style-type: none"> 地域生活支援事業実施要綱(平成18年8月1日付け 厚生労働省・援護局障害保健福祉部長通知)に規定する定員は、一日当たりの実利用人数が概ね20人以上となっていますが、その認識でよろしいでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> お見込のとおりです。(Ⅰ型は、概ね20人。Ⅱ型は概ね15人。) なお、概ねの解釈は毎日各20人、15人の利用ではないが、平均するとその人数が利用しているという解釈になります。
4	<ul style="list-style-type: none"> 職員の配置イに記載する資格(精神保健福祉士・社会福祉士・保健師・看護師等)と4 事業別留意事項(2)機能強化事業に記載する資格(精神保健福祉士・社会福祉士又は看護師)のどちらが適用になりますか。前者の場合「等」の資格にはどのような資格があげられますか 	<ul style="list-style-type: none"> 専門職員の資格は職員の配置イに記載する資格になります。 「等」の資格は、個別に協議することとなります。